

公益財団法人日本文化藝術財団 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人日本文化藝術財団と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都新宿区南元町13番7に置く。

2 この法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置く事ができる。
これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、日本の伝統文化あるいは現代藝術の保護、育成及び振興を図ると共に、文化・藝術を通じた国際交流、文化・藝術の向上に関する事業などを通じ、日本文化に根ざした新しい文化・藝術の創造・発展に務め、もって新しい時代の文明の創造と、人類の知恵ある生存に寄与し、併せて次世代を担う健全なる若人の人材育成に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 日本の伝統文化及び現代藝術の分野における優秀な新人及び文化・藝術の研究者に対する助成
- (2) 日本の伝統文化及び現代藝術の分野で著しく貢献している者に対する顕彰
- (3) 藝術系大学等に在学する学生及びその他の学生に対する奨学金の給付
- (4) 日本の伝統文化及び現代藝術を、不特定多数の人々に提供するための文化・藝術活動の実施
- (5) 文化・藝術の交流を通じて国際社会の相互理解を促進する事業
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については本邦及び海外において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 基本財産はこの法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。

2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の

一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書及び収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに代表理事が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間、備え置き一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第10条 この法人に、評議員3名以上11名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、一般社団・財団法人法第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件いずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからヘに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ 当該評議員及びその配偶者又は三親等内の親族
- ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ハ 当該評議員の使用人
- 二 ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
- ヘ ロからニまでに掲げる者の三親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイから二に該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ 理事
- ロ 使用人
- ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
- 二 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者
 - ① 国の機関
 - ② 地方公共団体
 - ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
 - ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
 - ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立法人
 - ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

(評議員の任期)

- 第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第10条に定める定員に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

- 第13条 評議員は無報酬とする。ただし、評議員にはその職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 2 前項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める「役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程」による。

第5章 評議員会

(構成)

- 第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

- 第15条 評議員会は、次の事項について決議する。
- (1) 理事及び監事の選任又は解任
 - (2) 理事及び監事の報酬等の額
 - (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
 - (5) 定款の変更
 - (6) 残余財産の処分
 - (7) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (8) その他、評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

- 第16条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度の終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

- 第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。
- 2 評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

- 第18条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならぬ。
- (1) 監事の解任
(2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
(3) 定款の変更
(4) 基本財産の処分又は除外の承認
(5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者に第1項の決議を行わなければならない。
- 理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

- 第19条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議事録には、評議員会議長と互選により選任された評議員1名が署名又は記名押印する。

第6章 役員

(役員の設置)

- 第20条 この法人に、次の役員を置く。
- (1) 理事 3名以上15名以内。
(2) 監事 1名以上3名以内。
- 2 理事のうち1名又は2名を代表理事とする。
- 3 代表理事のうち1名を理事長とし、その他の代表理事を副理事長とすることができる。
- 4 代表理事以外の理事のうち、1名又は2名を業務執行理事とする。
- 5 業務執行理事を常務理事とすることができます。

- 6 代表理事及び業務執行理事以外の理事のうち、1名を会長とすることができます。

(役員の選任)

第21条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第25条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

- 第26条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては報酬等を支給することができる。また、理事及び監事にはその職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 2 前項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める「役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程」による。

第7章 理事会

(構成)

- 第27条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第28条 理事会は、次の職務を行う。
- (1) この法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

- 第29条 理事会は、代表理事が招集する。
- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

- 第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

- 第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した代表理事（代表理事に事故若しくは支障があるときは出席理事）及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

- 第32条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条及び第4条並びに第11条についても適用する。

(解散)

第33条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他、法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第34条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第35条 この法人が、清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 名誉会長及びその他の役職

(名誉会長及び参与並びに顧問・相談役)

第36条 この法人に、名誉会長及び参与並びに顧問・相談役を各々置くことができる。

- 2 名誉会長及び参与並びに顧問・相談役は、有識者のうちから、理事会において任期を定めた上で選任する。
- 3 名誉会長及び参与並びに顧問・相談役は、無報酬とする。ただし、その職務を行なうために要する費用の支払いをすることができる。

(名誉会長及び参与並びに顧問・相談役の職務)

第37条 名誉会長及び参与並びに顧問・相談役は、代表理事の諮問に応え、参考意見を述べることができる。

- 2 名誉会長及び参与並びに顧問・相談役の選任及び解任は、理事会において決議する。

第10章 委員会

(委員会)

第38条 この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、理事又は有識者のうちから、理事会が選任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第11章 事務局

(設置等)

第39条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

第12章 賛助会員

(賛助会員)

第40条 この法人の趣旨に賛同し、後援する団体又は個人を賛助会員とすることができる。

2 賛助会員に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める「賛助会員に関する規程」による。

第13章 公告の方法

(公告の方法)

第41条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆に見やすい場所に掲示する方法により行う

附 則

- 1、この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益社団法人の認定に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人設立の登記を行なったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3、この法人の最初の代表理事は、徳山豊と北村誠とする。
- 4、この法人の最初の業務執行理事は、小椋秀樹と野呂美美子とする。
- 5、この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。
川口幹夫　　徳山詳直　　古澤茂堂
宮崎重廣　　山西　慎　　渡邊豊和
- 6、この法人の移行登記後の最初の理事は、次に掲げる者とする。
大野木啓之　小椋秀樹　　北村　誠　　工藤一枝
千　玄室　　竹内昌義　　徳山　豊　　野呂美美子
戸谷　功　　脇田直枝
- 7、この法人の移行登記後の最初の監事は、井戸淳理と齋藤利一郎とする。